所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年12月11日

長崎地方法務局五島支局 登記官 西 久 保 勝 之

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(㎡)
3106-2022-0001	五島市玉之浦町幾久山字唐干田17番1	田	5 0 2
3106-2022-0002	五島市玉之浦町幾久山字唐干田18番	畑	7 4 7
3106-2022-0003	五島市玉之浦町幾久山字唐干田21番	畑	479
3106-2022-0004	五島市玉之浦町幾久山字八ノ久保69番	畑	6 6 4
3106-2022-0006	五島市玉之浦町幾久山字大野242番第2	畑	3 2 7
3106-2022-0013	五島市玉之浦町幾久山字歳木山1965番第2	畑	806
3106-2022-0014	五島市玉之浦町幾久山字歳木山1966番	畑	4 2